

保護者の皆様へ

益田市教育委員会学校教育課

(TEL: 31-0451)

しゅうがくえんじょせいど

就学援助制度について（お知らせ）

益田市では、学用品の購入費や給食費など、お子さまの学校教育に必要な経費の支払いでお困りの保護者の方に対して、その負担を軽減するための制度（就学援助制度）を設けています。（認定に際しては、所得等の基準が定められています。）

この援助を希望される方、詳しく知りたい方は学校に相談されるか、市教育委員会学校教育課（TEL: 31-0451）へお問い合わせください。

○援助の内容

（令和6年度 年間1人あたり基準額・限度額）

	小学校		中学校		備考
	1 年	2 ～ 6 年	1 年	2, 3 年	
学用品・通学用品費	1 1, 6 3 0	1 3, 9 0 0	2 2, 7 3 0	2 5, 0 0 0	学期ごとに3分割
新入学児童生徒学用品費	5 7, 0 6 0	—	6 3, 0 0 0	—	4月1日認定新入学児童生徒のみ (3月支給予定)
校外活動費 (宿泊なし)	1, 6 0 0		2, 3 1 0		遠足など(交通費等)
校外活動費 (宿泊あり)	3, 6 9 0		6, 2 1 0		交通費・見学科
学校給食費	全学年とも原則現物支給				
修学旅行費	" (上限:小22, 6 9 0円 中60, 9 1 0円)				随時
通学費	" (片道の通学距離が小学校:4km以上、中学校:6km以上で、公共交通機関利用の場合に限る)				学期ごとに支給
医療費	" (う歯・中耳炎など一部の疾病に限る)				
体育実技用具費 (柔道着)			7, 6 5 0		
※校外活動費・修学旅行費は実際に参加した行事について支給されます。 ※医療費は、医療機関へ提出する「医療券」を発行しますので、夏休みの終了までに受診されるようお勧めします。また、 <u>原則医療券を持たずに受診された場合は援助の支給ができませんので、必ず受診前に学校へご相談ください。</u>					

○援助の対象となる世帯

前年度または当年度において、

- ・ 市民税が非課税または減免になっている。
- ・ 児童扶養手当法による手当の支給を受けている。
- ・ 家族の休職・離職・離婚・病気などで経済的に不安定な状況である。

その他一定の基準により所得状況等を勘案のうえ、（場合によっては学校長・民生委員児童委員等の助言を求め）教育委員会が認定します。

※なお、一定の所得基準については、お子さまの属する世帯構成・人数・年齢などによって異なりますが、下の表をおおよその目安にしてください。

世帯構成（年齢）	所得基準概算額 (世帯全員の所得合計)
2人（34・11歳）	約160万円
3人（36・35・10歳）	約220万円
4人（40・39・14・10歳）	約280万円
5人（45・40・14・10・8歳）	約330万円

所得とは総収入金額ではなく、年間収入金額から所得控除等必要経費を差し引いた額です。

○申請の手続き

- ※ 「要・準要保護児童生徒認定申請書及び委任状」（各学校及び益田市ＨＰにあります）に必要事項を記入・捺印の上、学校に提出してください。なお、世帯全員の所得・課税状況を調査する必要がありますので、必ず世帯全員の状況をご記入ください。
- ※ 年度途中に世帯の状況が変わり、援助が必要になった場合も随時申請できます。
（学校を通じて月の末日までに教育委員会に申請書を提出し、該当する場合は翌月からの認定になりますので、早めにご相談の上、手続きをしてください。）
- ※ 前年１月１日に、益田市以外の市町村に住民票があった場合は、その居住地の所得・課税証明書が必要ですので、ご準備ください。
（時期によっては前々年の所得・課税証明書が必要ですのでご相談ください。）